



——性にとらわれず

いきいきと暮らせる時代を築こう——



労働省婦人局

性にとらわれずいきいきと暮らすことのできる
社会を創造するのは「女と男」です。

「国連婦人の十年」(1976年～1985年)の間に婦人の地位の向上のための法律や制度などの整備が行われ、制度上の平等はかなり達成されました。しかし、職場や家庭、地域には「男だから…」、「女だから…」というように、性にとらわれた場面がまだまだ多く、真の男女平等を達成するためには、男女各人及び社会一般が意識的に努力をしていく必要があります。

そこで、第44回婦人週間は、「性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう」をテーマに、「女と男 ^{ひと}個性で描く未来形」をキャッチフレーズとして諸活動を展開します。

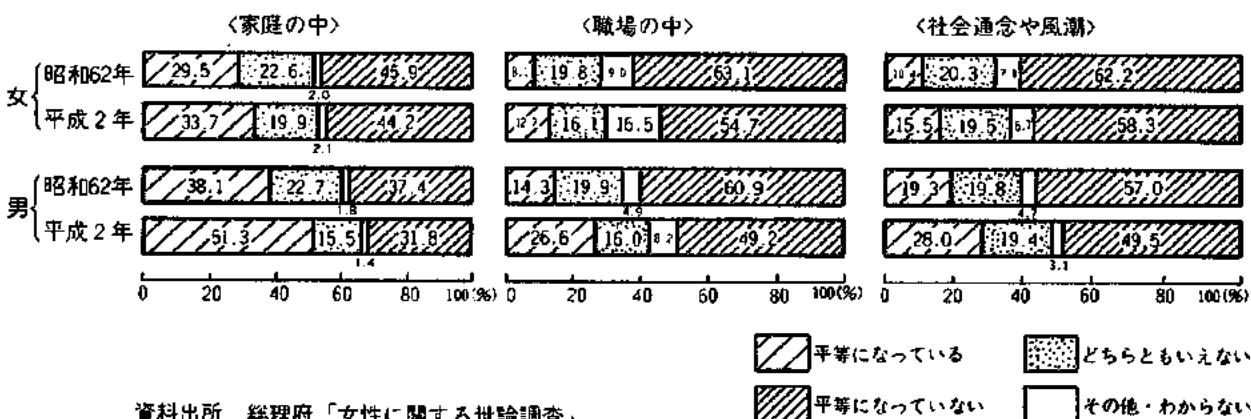
男性、女性という性別の枠にとらわれなくて、各人がその個性を発揮しながらいきいきと暮らすことのできる社会の実現のためには、女性だけではなく、男性もともに努力することが不可欠です。

21世紀に向けて、社会の新しい形、生き方の新しい形を女と男の個性で描いていきましょう。

1. 男女平等に関する意識

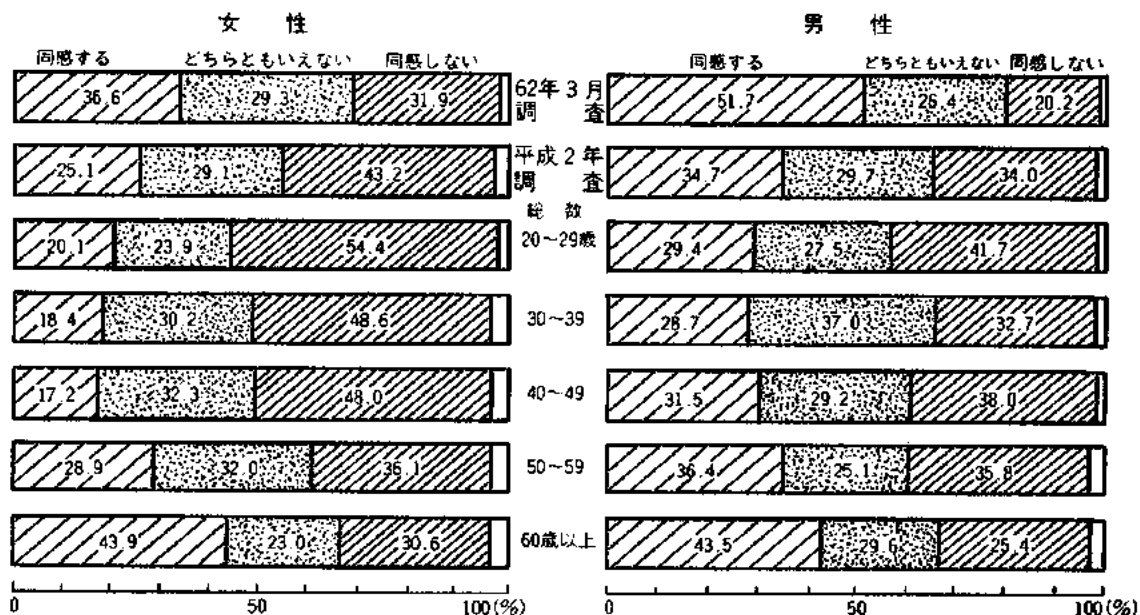
いろいろな場面で、男女の地位が平等になっていると思っている人が増えてきていますが、「平等になっていない」と感じている人がまだ多いようです。

男女の地位は平等か



若い世代では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について同感しない人が多くなっています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について

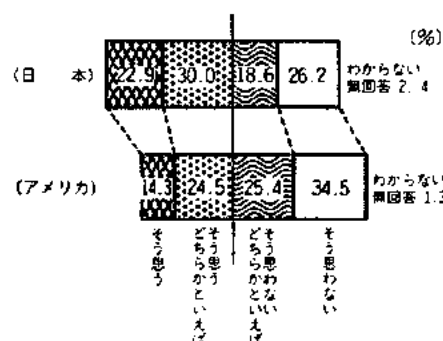


資料出所 総理府「女性に関する世論調査」(平成2年)

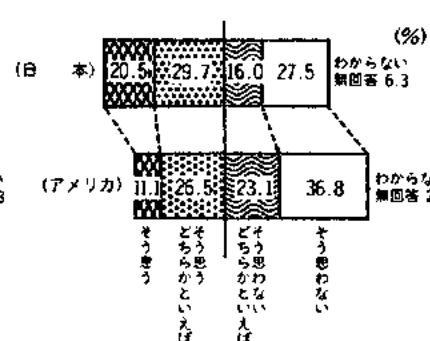
中学生の母親の性別役割分担意識を日本とアメリカで比較すると、日本の母親のほうが性別役割分担意識が強く、子供の育て方についてもその意識が反映されています。

中学生の母親の性役割観

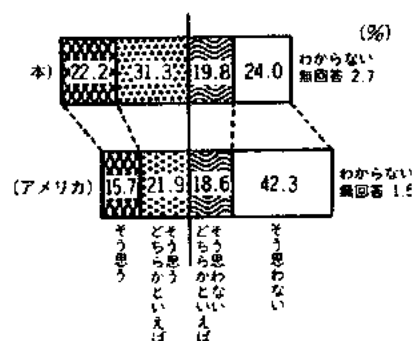
a) 「夫は外で働き妻は家庭を守るべきである」



b) 「男の子と女の子は違った育て方をすべきである」



c) 「男が中心的な役割を果たし、女はそれを補助するものである」



資料出所：総務庁「青少年の校外活動と家庭に関する国際比較調査」（平成2年）



ひとこと インタビュー

国連難民高等弁務官 緒方 貞子

本年のテーマは、男女にかかわらず、のびのびと個性的に生きることを奨励するものとして、共感をおぼえます。

長年、大学で教師をつとめた私は、元気で意欲的な人生を求める女子学生が成長するのを見心強く見て参りました。とくに、雇用機会均等法は、このような傾向にはずみをつけたように思われます。

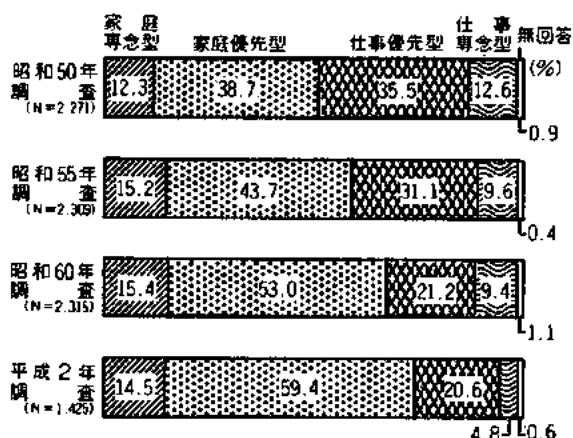
国連で働いておられますと、ここでも男子と比べて採用、昇進ともに不利な立場にあった女子職員が、一生懸命がんばって、急激にリーダーシップを示しはじめているのが目につきます。とくに、個性ゆたかな女子の進出が注目されます。最近、国連入りする若い日本人の中では、女子職員の活躍ぶりが広く話題となっていることもお知らせしたいことです。

元気でのびやかに能力を発揮できる若い層が、日本においても世界各国においても明るい未来をつくる—そんな将来づくりに婦人週間が成果をあげることを期待いたします。

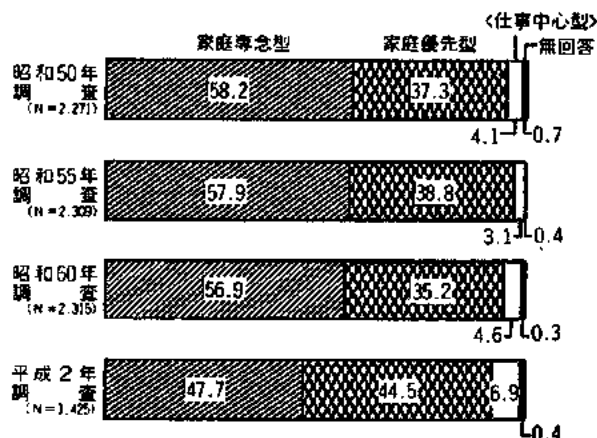
2. 女と男の暮らし

15歳～23歳の若い層では、仕事より家庭の方を大切にする「家庭優先型」の父母を望ましいと考える者が増えている一方、「仕事優先型」の父、「家庭専念型」の母が望ましいと考える者は減少傾向にあります。

望ましい父親の態度(経年変化)



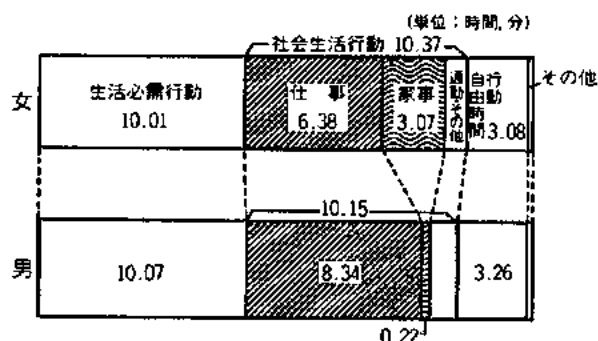
望ましい母親の態度(経年変化)



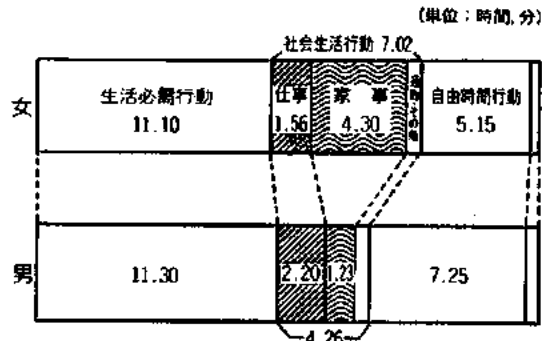
資料出所：総務庁「青少年の連帯感などに関する調査」

家事、育児の負担は仕事を持っている男女を比べても平日、日曜ともに女性のほうに大きくかかっています。

平日の勤め人男女の生活時間



日曜日の勤め人男女の生活時間



資料出所：NHK「国民生活時間調査」(平成元年)

資料出所：NHK「国民生活時間調査」(平成元年)

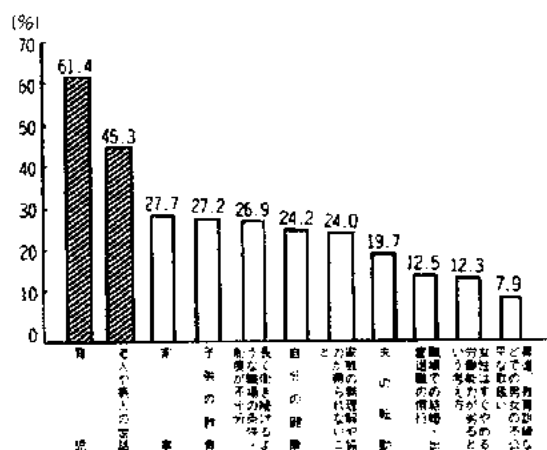
(注) 生活必需行動：「睡眠」「食事」など
社会生活行動：「仕事」「家事」「学業」など
自由時間行動：「レジャー活動」「マスメディア接触」など

女性が働き続ける場合の困難や障害として、トップに「育児」次いで「老人や病人の世話」があげられています。

育児については、出生率の低下もあって、子供を産み、育てやすい環境の整備が求められています。

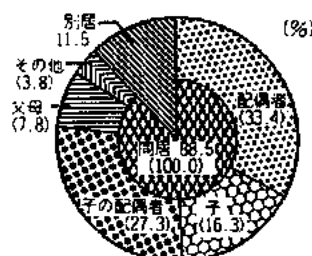
また、人口の高齢化が急速に進む中で、老親の介護が女性に大きな負担となってきました。

(女性が働き続ける場合の困難や障害)

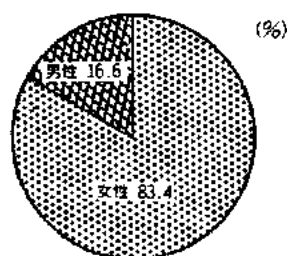


資料出所：経産省「女性の就業に関する世論調査」(平成元年)

(主たる介護者の続柄)

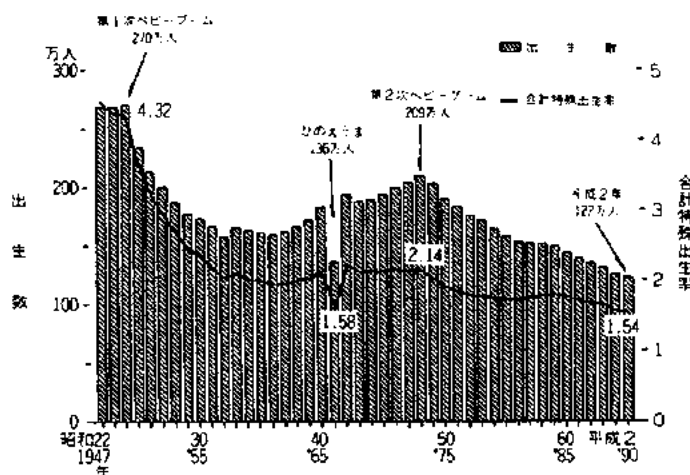


(男女別主たる介護者)



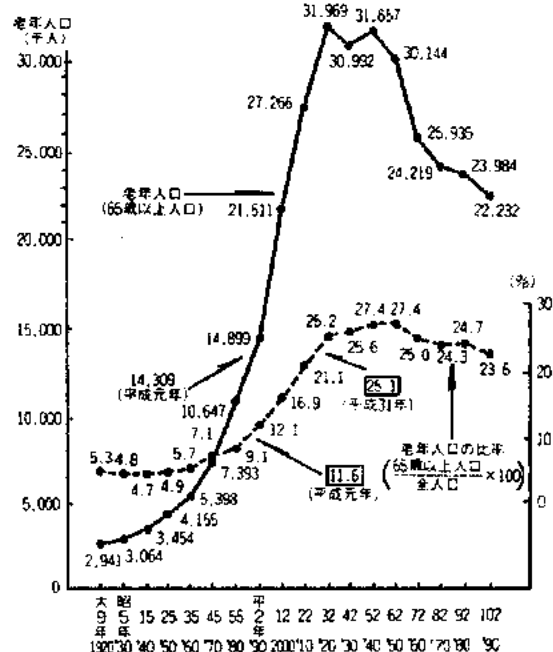
資料出所：厚生省「平成元年国民生活基礎調査」

出生数及び合計特殊出生率の年次推移
昭和22～平成2年



資料出所：厚生省「人口動態統計」(注)合計特殊出生率(人口動態統計の出生数と人口の比)

(老年人口及び老年人口の比率の推移)



資料出所：平成元年までは総務庁統計局「国勢調査」及び「推計人口」、平成2年以降は厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成3年6月暫定推計)の中心推計値

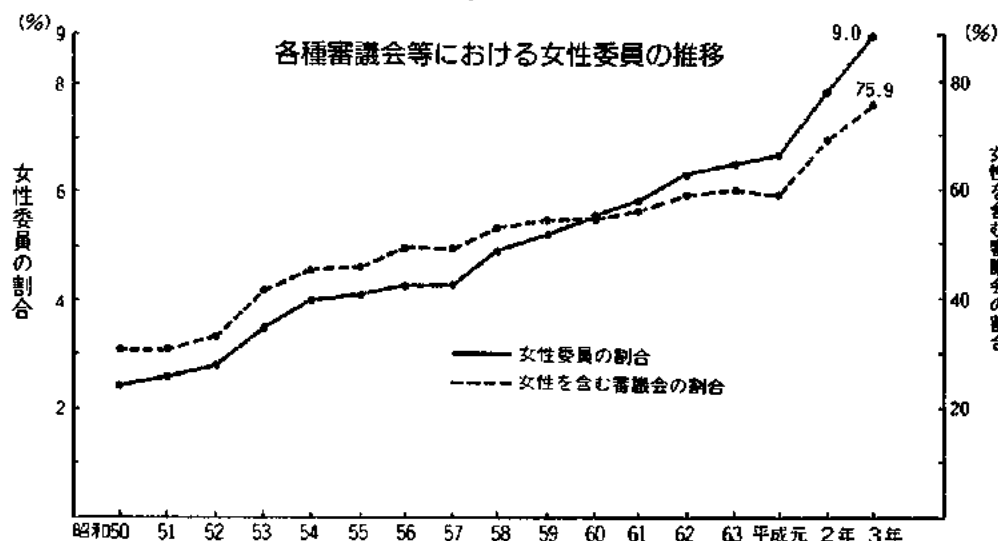
3. 政策決定への参加

国会や地方議会議員、各種審議会等に占める女性の割合は、まだ少ないものの、着実に増加しています。

議員中の女性の状況

区 分	平成3年12月現在			61年7月現在	50年10月現在
	総 数	う ち 女 性	女性の割合	女性の割合	女性の割合
国 会 議 員	754人	46人	6.1%	3.8%	3.4%
衆 議 院	502	12	2.4	1.4	1.5
参 議 院	252	34	13.5	8.8	7.2
平成2年12月31日現在					
地方議会議員	65,616	1,633	2.5	1.6	0.9
都道府県議会	2,798	72	2.6	1.3	1.1
市・区議会	20,090	953	4.7	3.2	2.0
町 村 議 会	42,728	608	1.4	0.9	0.5

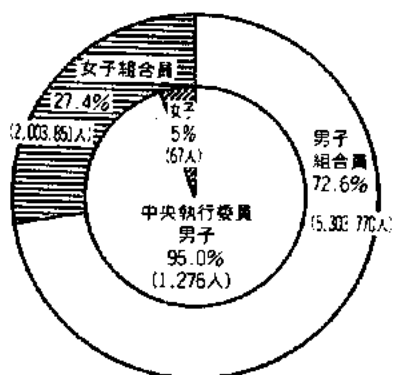
資料出所 衆院・参院各事務局、自治省調べ



資料出所 総理府調べ

労働組合員に占める女子の割合は27.4%で、一方、労働組合役員の中に占める女子の割合は5.0%となっています。

労働組合役員の中に占める女子の割合

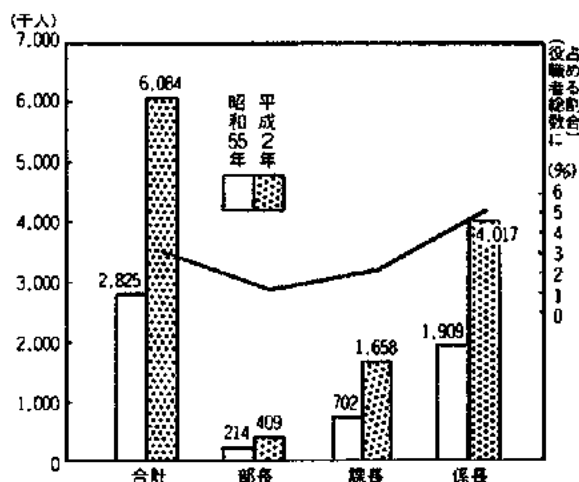


資料出所：日本労働組合総連合会

「構成組織・地方連合会女性活動調査報告」(平成3年)

企業規模100人以上の企業における女子の役職者の数は、10年前と比べると大幅に増え、部長では1.9倍、課長では約2.4倍、係長では約2.1倍となっています。

女子役職者数の推移及び女子比率



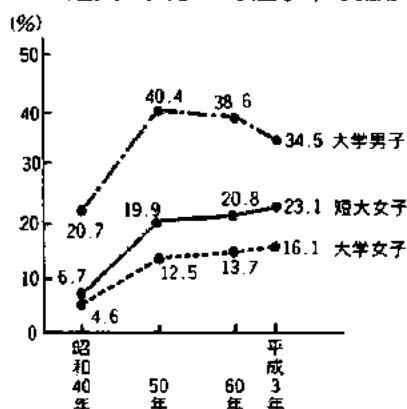
(注) 役職者とは部長、課長、係長に限定して集計したものであり、部長代理、課長代理などの中間的な職階及びスタッフ的な職階は含まれていません。

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

4. 就学・就職の状況

女子の短大・大学への進学率は年々伸びてきています。また、平成3年の大学卒女子の就職率は、81.8%で、初めて女子が男子(81.1%)を上回りました。

短大・大学への進学率の推移

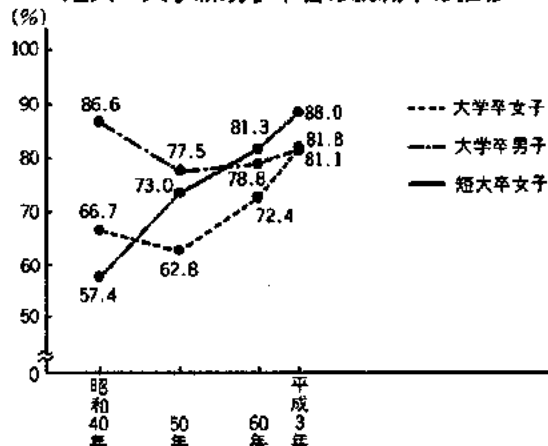


資料出所 文部省「学校基本調査」

(注) 大学・短期大学への進学率＝

$$\frac{\text{大学(学部)・短期大学(本科)の入学者数}}{\text{3年前の中学校卒業生数}} \times 100$$

短大・大学新規学卒者の就職率の推移



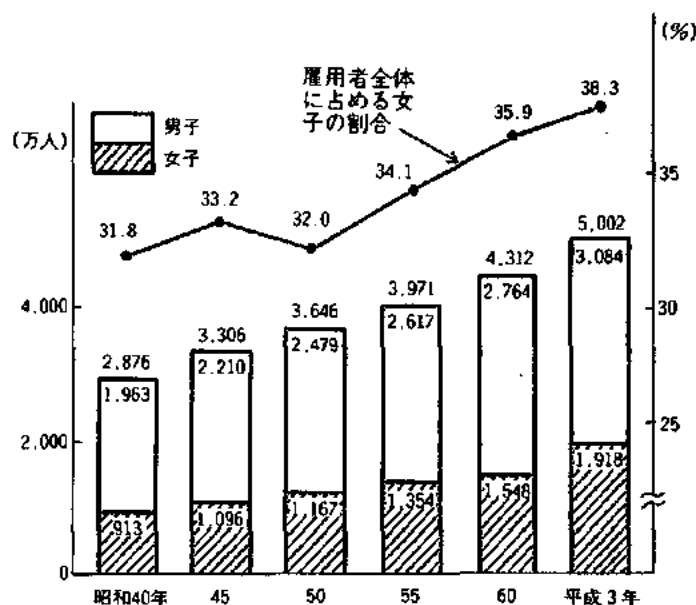
資料出所 文部省「学校基本調査」

(注) 就職率＝ $\frac{\text{就職進学者を含む就職者数}}{\text{卒業生数}} \times 100$

5. 働く女性の現状

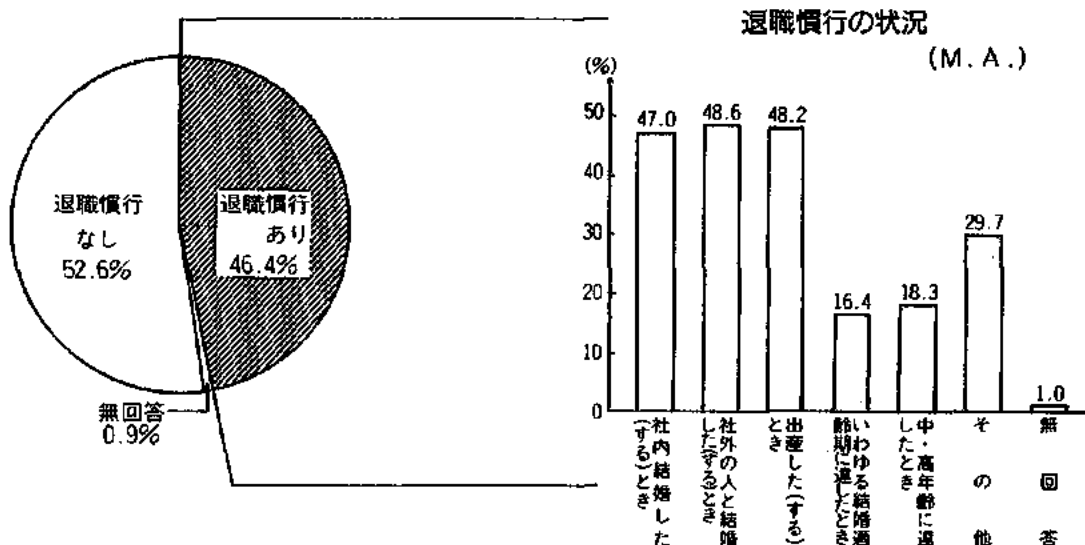
平成3年の女子雇用者数は1,918万人で、雇用者全体に占める女子の割合は38.3%となっています。

雇用者数の推移（全産業）



資料出所 総務庁「労働力調査」

女子の平均勤続年数は年々伸びていますが、職場において、女子が定年前に退職する慣行がまだ残っています。



(注) 正社員のみ集計

資料出所：労働省「平成2年度女子雇用管理基本調査—女子労働者労働実態調査」

6. 婦人週間テーマの変遷と時代背景

回・年	婦人週間の目標、スローガン等	トピックス
第1回 (昭和24年)	1. 婦人の解放に関する法律の正しい理解 2. 婦人の地位の向上を妨げている種々の原因を明確にすること 3. 婦人の地位の向上のために役立つ既存施設の周知徹底	(昭和20)・婦人参政権実現 (21)・衆議院議員総選挙で初の婦人参政権行使、婦人議員39名当選
第2回 (25年)	1. 家庭から職場から封建制をなくしましょう 2. 私たちの権利と義務を知りましょう	(22)・労働基準法公布・施行 ・労働省設置・婦人少年局発足
第3回 (26年)	1. 婦人の市民としての意識を高める 2. 婦人の市民活動を促進する	(23)・都道府県に婦人少年局地方職員室発足
第4回 (27年)	婦人の地位の再認識とその向上	(27)・都道府県に婦人少年室設置(地方職員室の改組)
第5回 (28年)	婦人の自主性の確立	(31)・売春防止法公布(32年一部施行、33年全面施行)
第6回 (29年)	婦人の実力の涵養	(32)・国連婦人の地位委員会に日本初当選(代表谷野せつ子婦人少年局長)
第7回 (30年)	社会人としての婦人の実力の涵養 —個人関係・地域社会・職場等において また世論形成者として—	(41)・いわゆる結婚退職制にもとづく女子労働者の解雇、無効判決(東京地裁)
第8回 (31年)	婦人の力を役立たせる —とくに明るい家庭の建設のために—	(42)・ILO100号条約(同一価値労働、男女労働者同一報酬)を批准 ・国連「婦人に対する差別撤廃宣言」採択
第9回 (32年)	婦人の力を役立たせる —とくに近代的な人間関係の確立のために—	(44)・女子従業員の若年定年制に無効判決(東京地裁)
第10回 (33年)	婦人の力を役立たせる —正しい協同活動をととして—	(47)・勤労婦人福祉法施行
第11回 (34年)	婦人の自主性の確立 —とくに集団との関係において—	(49)・婦人の逸失利益に関する判決(最高裁)
第12回 (35年)	生活時間の自主的な設計	(50)・国際婦人年 ・第60回ILO総会、婦人労働者の機会及び待遇均等を促進するためのILO行動計画採択 ・国際婦人年世界会議開催(メキシコ)世界行動計画採択 ・義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律公布(昭51年施行)
第13回 (36年)	次の世代の成長に貢献する —とくに社会のよき一員としての人格形成に—	(51)・国連婦人の十年 ・離婚後も婚姻中の姓を称し得る民法等の一部改正
第14回 (37年)	変化のはげしい社会の中で生活を再検討し、新しい秩序をそだてるために努力する	(52)・国内行動計画策定 ・労働省 若年定年制、結婚退職制等改善年次計画を策定
第15回 (38年)	婦人が社会的良心を生かしそだてて明るい社会を築くよう努力する	(53)・労働基準法研究会 労働大臣に対し労働基準法の女子に関する規定の基本的問題について報告
第16回 (39年)	現代社会における家庭の役わり —産業化と家庭の問題—	
第17回 (40年)	わたしたちの文化 —その現状とあすへの課題—	
第18回 (41年)	今日における婦人の役わり —進展する社会のなかで—	
第19回 (42年)	婦人の能力を生かす	
第20回 (43年)	婦人の能力を生かす —社会のよき一員として—	
第21回 (44年)	婦人の能力を生かす —自主的な生活設計をもって—	
第22回 (45年)	婦人の能力を生かす —社会参加と家庭責任—	
第23回 (46年)	今日に生きる女性の権利と責任 —婦人参政25周年にあたって—	

回・年	婦人週間の目標、スローガン等	トビノクス
第24回 [昭和 47年]	婦人の地位 —その現状と課題—	(昭和54)・国連「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択
第25回 (48年)	日本を考える —これからの社会と女性の役わり—	(55)・国連婦人の十年中間年世界会議開催「女子差別撤廃条約」署名式(デンマーク)
第26回 (49年)	日本を考える —これからの社会と女性の役わり— 「物と心」	(56)・民法及び家事審判法の一部を改正施行(配偶者の相続分引上げ等) ・男女別定年制に無効の判決(最高裁) ・ILO、男女労働者と特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約及び同勧告を採択
第27回 (50年)	男女平等と婦人の社会参加をすすめる	(57)・男女平等問題専門家会議 労働大臣に「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」報告
第28回 (51年)	男女平等と婦人の社会参加をすすめる —「婦人の十年」のはじめにあたって—	(59)・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案を国会に提出
第29回 (52年)	男女平等と婦人の社会参加をすすめる	(60)・父系血統主義から父母両血統主義へ 国籍法・戸籍法改正施行 ・男女雇用機会均等法成立、公布 ・国連婦人の十年世界会議開催(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
第30回 (53年)	男女平等と婦人の社会参加をすすめる	(61)・男女雇用機会均等法及び改正労働基準法施行 ・婦人少年室に機会均等調停委員会を設置
第31回 (54年)	男女平等と婦人の社会参加をすすめる	(62)・西暦2000年に向けての新しい国内行動計画策定
第32回 (55年)	男女平等と婦人の社会参加をすすめる —「婦人の十年」の中間年にあたって—	(63)・労働基準法の一部を改正する法律施行
第33回 (56年)	あらゆる分野への男女の共同参加 —家庭で 職場で 地域社会で—	(平成元)・男女雇用機会均等法施行規則等の改正 ①独身寮の貸与における男女の差別的取扱いの禁止(均等則関係)②女子の深夜業の禁止の例外となる業務の追加
第34回 (57年)	あらゆる分野への男女の共同参加 —明日を築く役割と責任—	(3)・育児休業法成立 ・防衛大学校生の女子の受験制限が解除され、国家公務員採用試験における女子の受験制限がなくなった。
第35回 (58年)	あらゆる分野への男女の共同参加 —婦人の十年の目標「平等・発展・平和」達成をめざして—	
第36回 (59年)	あらゆる分野への男女の共同参加 —平等・発展・平和をめざす「国連婦人の十年」最終年に向けて—	
第37回 (60年)	あらゆる分野への男女の共同参加 —「国連婦人の十年」最終年にあたって—	
第38回 (61年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう —男女機会均等法の施行を契機に—	
第39回 (62年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう 「女だからできないことって ありますか」	
第40回 (63年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう 「いま 個性が性を越える」	
第41回 [平成 元年]	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう 「女が変わる 男が変わる 社会が変わる」	
第42回 (2年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう 「フレキシブルに 女と男の当然」	
第43回 (3年)	性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう 「しなやかに個性 のびやかに女と男」	
第44回 (4年)	性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう 「女と男 個性で描く未来形」	

第44回婦人週間実施要綱

1. 趣 旨

労働省では、我が国の女性が初めて参政権を行使した4月10日を記念して、昭和24年以来、この日に始まる1週間を「婦人週間」と定め、婦人の地位向上のための啓発活動を全国的に実施している。

昭和50年の国際婦人年とこれに続く「国連婦人の十年」以降、婦人の地位向上のための法律や制度の整備が行われたことにより、制度上の平等はかなり達成されたが、職場、家庭、地域において、実際に婦人の地位の向上を図り、事実上の平等を達成することが今後の大きな課題となっている。

婦人の地位向上の目的とするところは、男女が性にとらわれず、各人の個性を発揮しながらいきいきと暮らすことのできる社会を創造することであり、また、こうした社会の実現のためには女性だけではなく、男性もともに努力することが不可欠である。

第44回婦人週間は、こうした考え方のもとに、新しい時代の社会や生き方を展望し、その実現に向けて、男性、女性を問わず各個人が努力していくことを目標として実施する。

2. テ ー マ

性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう

3. キャッチフレーズ

女と男 個性で描く未来形

4. 期 間

平成4年4月10日～16日

5. 主 唱

労働省

6. 協力を依頼する機関、団体

関係官公庁、地方公共団体、婦人団体、青年団体、労働団体、経営者団体、社会福祉団体、職能団体、文化団体、報道機関、その他

7. 主唱機関の実施事項

- 本週間の趣旨に沿った諸活動の推進
- 広報啓発活動
- 第44回婦人週間全国会議の開催

8. 関係機関・団体等への協力依頼事項

- 本活動の趣旨に沿った各種活動の実施
- 主唱機関の実施する諸活動への協力、参加